

袖ヶ浦市庁舎整備 基本設計（案）

目次

1. 庁舎整備の経緯	2
2. 設計方針	6
3. 設計概要	8
3-1 敷地概要	
3-2 建物概要	
3-3 配置計画	
3-4 平面計画	
3-5 立面計画	
3-6 構造計画	
4. ユニバーサルデザイン計画	20
5. 防災、安全対策	22
5-1 災害対策計画	
5-2 セキュリティ計画	
6. 設備計画	24
6-1 環境への配慮	
6-2 電気設備計画	
6-3 機械設備計画	
7. 工事計画	28
7-1 スケジュール	
7-2 概算事業費	
○参考図面（イメージパース、配置図、平面図）	29

1. 庁舎整備の経緯

(1) 庁舎整備の背景

市庁舎は、昭和56年の建築基準法改正以前に建設され、既存旧庁舎、新庁舎ともに現行基準の耐震性能を満たしておらず、老朽化も進行していることから、平成23年3月の東日本大震災において旧庁舎建物の一部が破損する被害を受けています。

このため、市民の安全・安心の確保のため防災拠点となる庁舎機能の整備は、不可欠かつ重要な課題であることから、庁舎整備を計画的に進めるための「袖ヶ浦市庁舎整備基本計画」を平成24年度に策定し、既存旧庁舎は建替え、既存新庁舎は耐震補強と大規模改修による長寿命化及び現在の庁舎の抱える課題解決に向けた基本方針を示しています。

また、平成26、27年度には、既存新庁舎の耐震改修設計、平成28年度から2か年継続で、庁舎整備全体を具体化する基本設計を策定しました。

今後、整備手法の検討及び実施設計により、庁舎整備を進めていく予定です。

○経過一覧

昭和				平成				
45	53	55	56	7	23	24	26/27	28/29
(3階建て) 既存旧庁舎竣工	宮城沖地震 M7.4	(7階建て) 既存新庁舎竣工	改正建築基準法 ・同施行令施行	阪神淡路大震災 施行 耐震改修促進法	東日本大震災 M9.0	庁舎整備基本計画 策定	設計 既存新庁舎耐震補強	庁舎整備基本設計

○耐震診断結果表

	竣工年度	構造	階数	延べ床面積	耐震診断実施年度	Is値
旧庁舎	昭和45年度 (築47年)	RC造	地上3階	2,712 m ²	平成7年度	0.46
新庁舎	昭和55年度 (築37年)	SRC造	地上7階 地下1階	6,184 m ² ※(6,859 m ²)	平成19年度	0.48

RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造
※()内は、現在の基準で算定した面積である。

○Is値と被害の目安

Is ≥ 0.6	震度6強に対し小破程度(コンクリートの剥離わずか)に留まる可能性が高い。
0.6 > Is ≥ 0.3	中破程度(コンクリートの剥離が激しく、鉄筋がかなり露出)の被害が生じる可能性が高い。
Is < 0.3	大破(鉄筋が曲がり、鉄筋内部のコンクリートも破壊)・倒壊に至る可能性がある。

○庁舎整備の基本方針（庁舎整備基本計画 平成24年度策定）

- ・防災拠点としての庁舎
- ・市民サービスとユニバーサルデザインに配慮した庁舎
- ・市民活動の場として開かれた庁舎
- ・経済的で環境に配慮した庁舎
- ・将来変化に対応できる庁舎



既存建築物の整備概要

（２）基本設計の検討経過

基本設計（案）の検討においては、市民、議会、市職員の意向を把握し、それぞれの目線に立った検討を行いました。

○袖ヶ浦市庁舎整備に関する市民アンケート調査(H28.9)

- ・庁舎整備基本設計にあたり、「庁舎に求める機能やサービス内容、市民活動の場として利用できるスペース」に関する資料を得るため、市民を対象として無作為に 1,000 名を抽出し、アンケート調査を実施しました。回答率 51.4%

○袖ヶ浦市庁舎整備検討市民委員会における検討(H28.5～29.12)

- ・市民が利用しやすい庁舎の検討を、市民との協働により行うため、平成 28 年 5 月に「袖ヶ浦市庁舎整備検討市民委員会」（以降、市民委員会）を設置し、8回の委員会を開催、平成 29 年 9 月 6 日にこれまでの意見を「提案書」として市長へ提出しました。



第 6 回市民委員会（H29.5）



提案書の提出（H29.9）

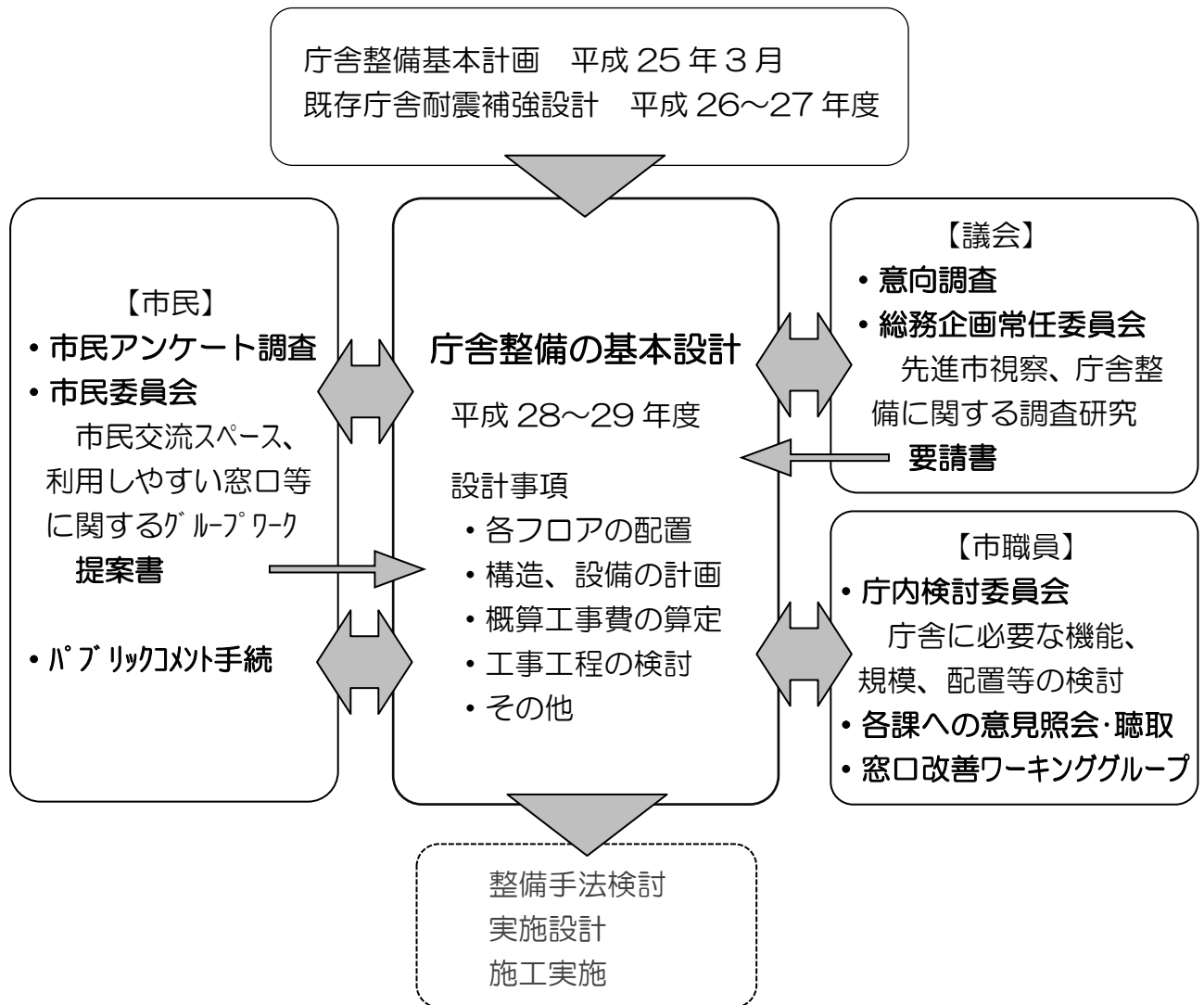
○市議会からの意向把握

- ・市議会については、平成 28 年度に意向調査を実施するとともに、総務企画常任委員会において調査研究が行われ、平成 29 年 6 月 30 日には、市議会から市へ「庁舎建設事業に関する要請書」が提出されました。

○市職員による検討

- ・袖ヶ浦市庁舎整備検討委員会（以降、庁内検討委員会）及び窓口改善ワーキンググループで検討を行い、窓口や執務環境等について基本設計に反映しました。

○基本設計の検討方法



2. 設計方針

平成24年度に策定した基本計画の方針及び市民意向等により、設計方針を定めました。

○防災拠点として、市民の安全・安心の支えとなる庁舎

- ・建替1期庁舎には、災害対策室及び関係諸室を計画します。
- ・建替1期庁舎は、災害応急対策活動に必要な施設として耐震性能を有するように、重要度係数1.5で計画します。
- ・主要な電気室・機械室は、浸水に備え、建物の2階以上の階に設けます。

○市民サービスとユニバーサルデザインに配慮した、誰もが安心して利用できる庁舎

- ・市民利用の多い窓口は、1階に集約配置します。
- ・案内表示やサインは、高齢者や障がい者・外国人等、誰にでもわかりやすいデザインを採用します。
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に適合した計画とします。

○市民活動の場として開かれ、人々が交流し誇りと親しみをもてる庁舎

- ・建替2期庁舎は、市民活動の場となる市民協働ゾーンとして、市民交流スペースやカフェスペース及び市民協働会議室を設けます。
- ・敷地の立地を活かし、東京湾や富士山を一望できる展望スペースを計画します。
- ・議場は、議会以外にも多目的な利用ができる計画とします。

○経済性を考慮し、環境にやさしい庁舎

- ・自然採光や太陽光発電などの自然エネルギーを活用し、使用エネルギーの低減を行います。
- ・照明器具は省エネルギーに配慮し、LED照明を使用します。また、明るさセンサーや人感センサー等の照明制御システムを採用します。
- ・維持管理の効率化のため、省エネ管理・予防保全システムを導入します。

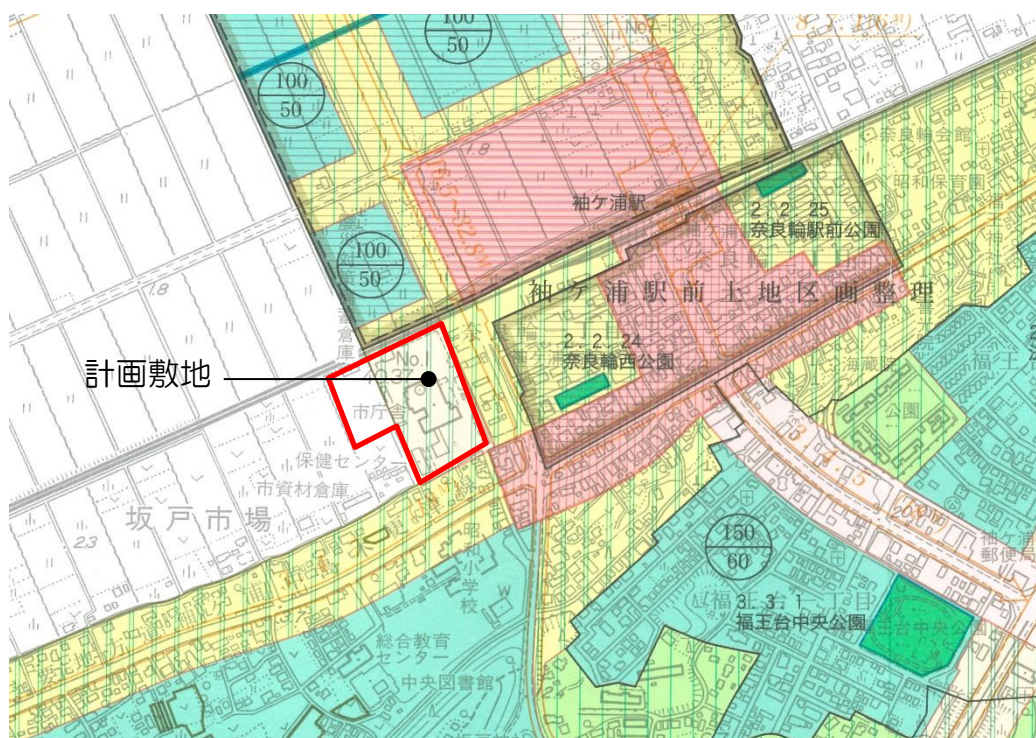
○将来変化に対応できる、柔軟性に優れた庁舎

- ・執務スペースはOAフロア化（床下配線化）を行い、将来のレイアウト変更への対応を容易にできる設計とします。
- ・簡易間仕切りや移動式パーティションの採用により、用途・目的に合った柔軟な使い方ができる計画とします。
- ・日常保守業務の効率化、省力化のために設備機器の標準化を図ります。

3. 設計概要

3-1 敷地概要

- ・所在地 : 袖ヶ浦市坂戸市場1-1
- ・用途地域 : 第2種住居地域
- ・高度地区 : 第2種高度地区
- ・防火地域 : 指定なし
- ・建ぺい率 : 60%
- ・容積率 : 200%
- ・敷地面積 : 24,254.87㎡ (うち市街化調整区域 5,996.63㎡)

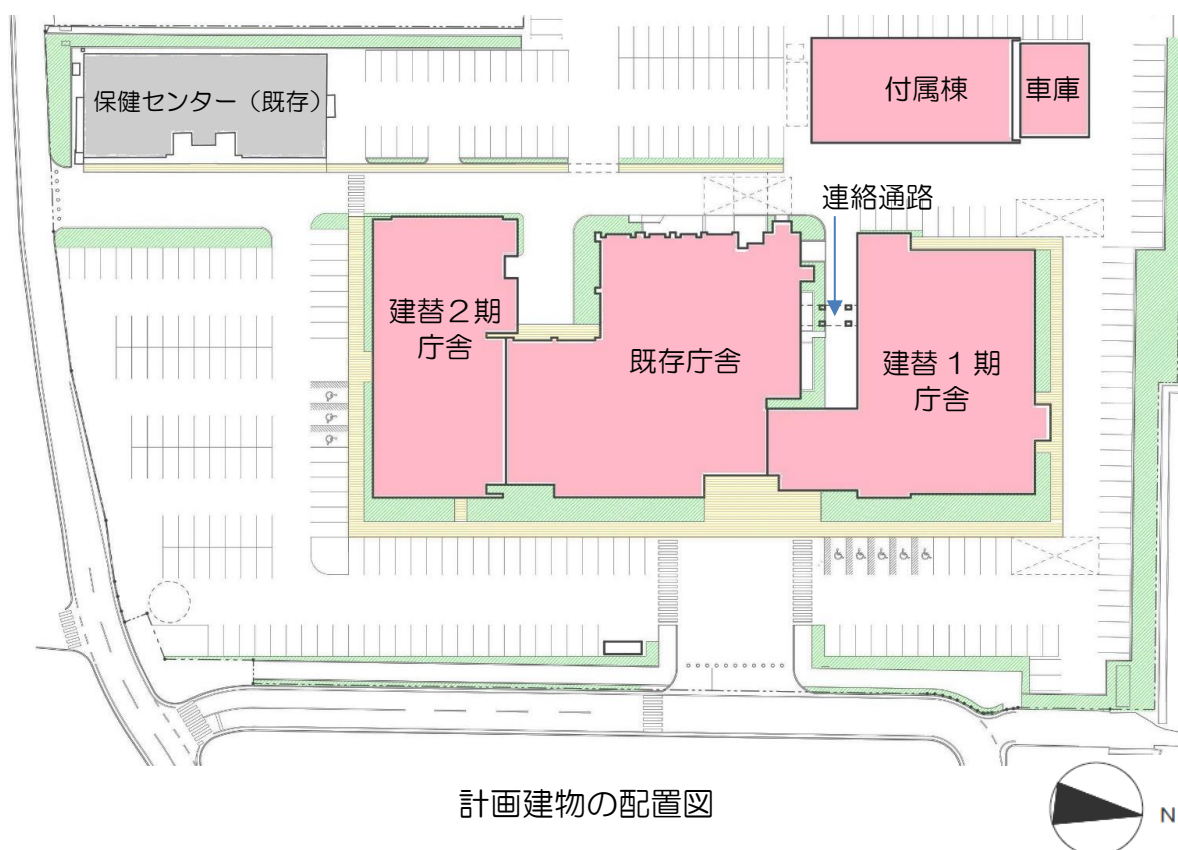


都市計画図

3-2 計画建物の概要

〔単位：㎡〕

計画建物	建替2期庁舎	既存庁舎	連絡通路	建替1期庁舎	付属棟 及び車庫
構造	鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上2階	地下1階 地上7階	地上4階	地上5階	地上2階
建築面積	915	1,830	23	1,356	680
塔屋階		34			
屋上階		65			
7階		580			
6階		717			
5階		717		848	
4階		719	23	850	
3階		904	23	869	
2階	436	853	23	989	537
1階	884	1,600		1,333	555
地下1階		670			
延べ床面積	1,320	6,859	69	4,889	1,092



3-3 配置計画

○既存庁舎を活かした建物配置

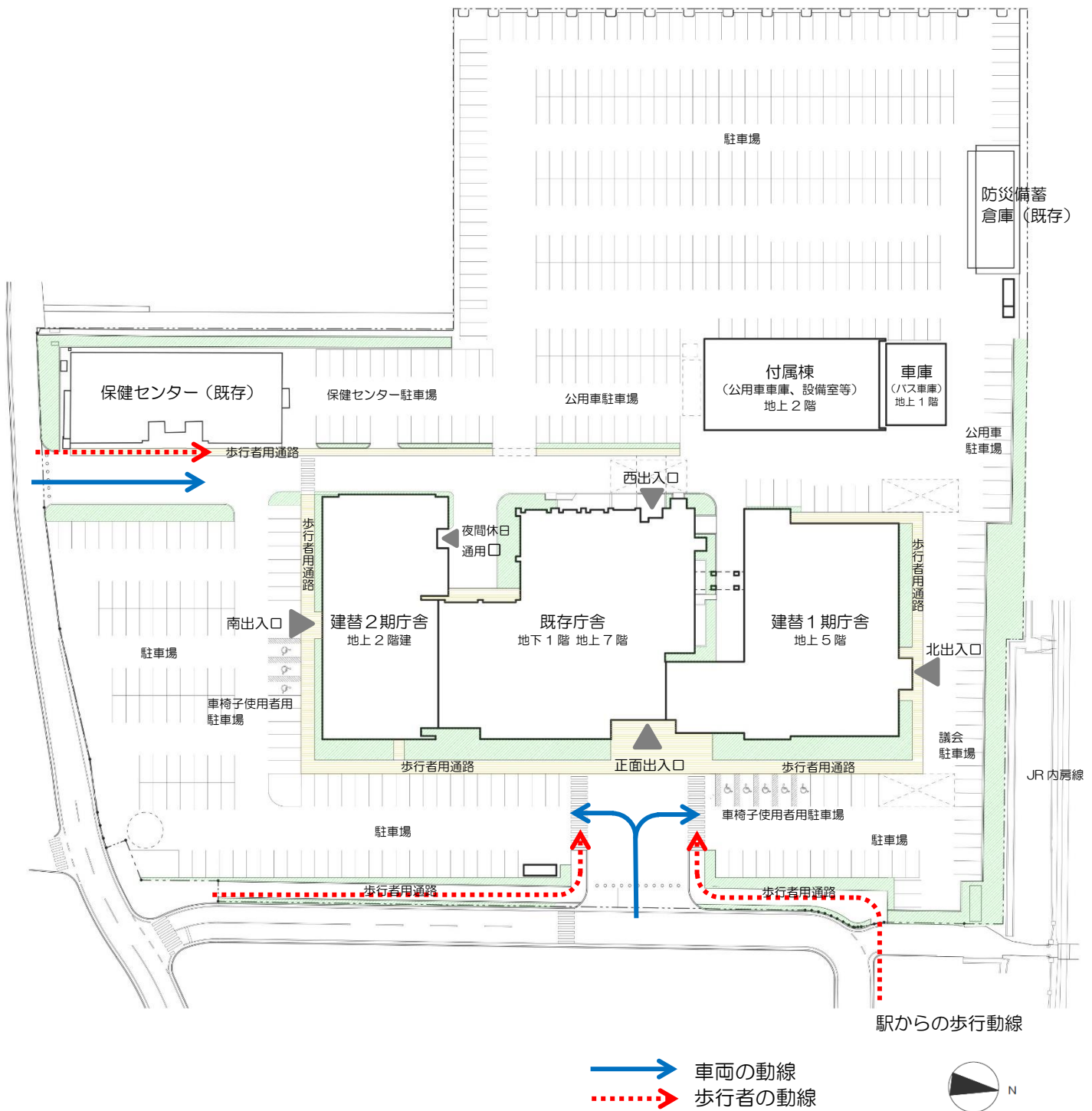
- ・7階建て既存庁舎の北側に5階建て建替1期庁舎、南側に2階建て建替2期庁舎を配置します。建替庁舎は既存庁舎と接続し、一体的な利用ができる庁舎を計画します。
- ・地域のランドマークとなっている既存庁舎を活かし、主要な庁舎入口は、既存庁舎の東側に配置します。
- ・敷地南側の建替2期庁舎は、2階建てとすることにより、南側駐車場への圧迫感を軽減し、周辺環境にも配慮した計画とします。

○歩行者と車の動線を分離した安全な動線

- ・敷地内での歩車分離を明確にした安全な動線とします。
- ・建物外周部は、歩行者用通路を計画します。

○利用しやすい駐車場

- ・建物形状に合わせた効率的な配置により、現状数と同程度の駐車台数を確保します。
- ・目的に応じて庁舎の各入口が利用できるように、駐車場を配置します。
- ・車椅子使用者（障がい者等）用駐車場は、正面出入口と南出入口付近に配置します。
- ・車椅子使用者（障がい者等）用駐車場は、バリアフリー法を遵守した施設とします。

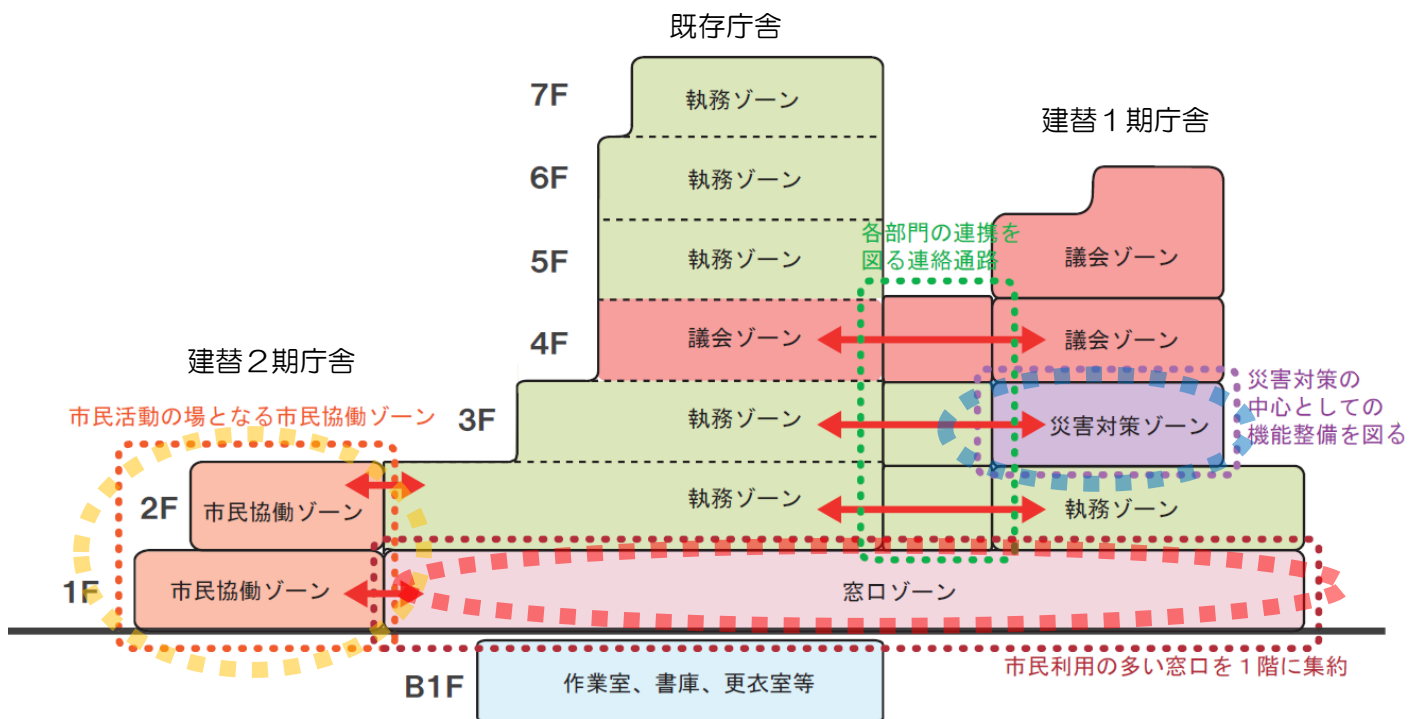


配置図

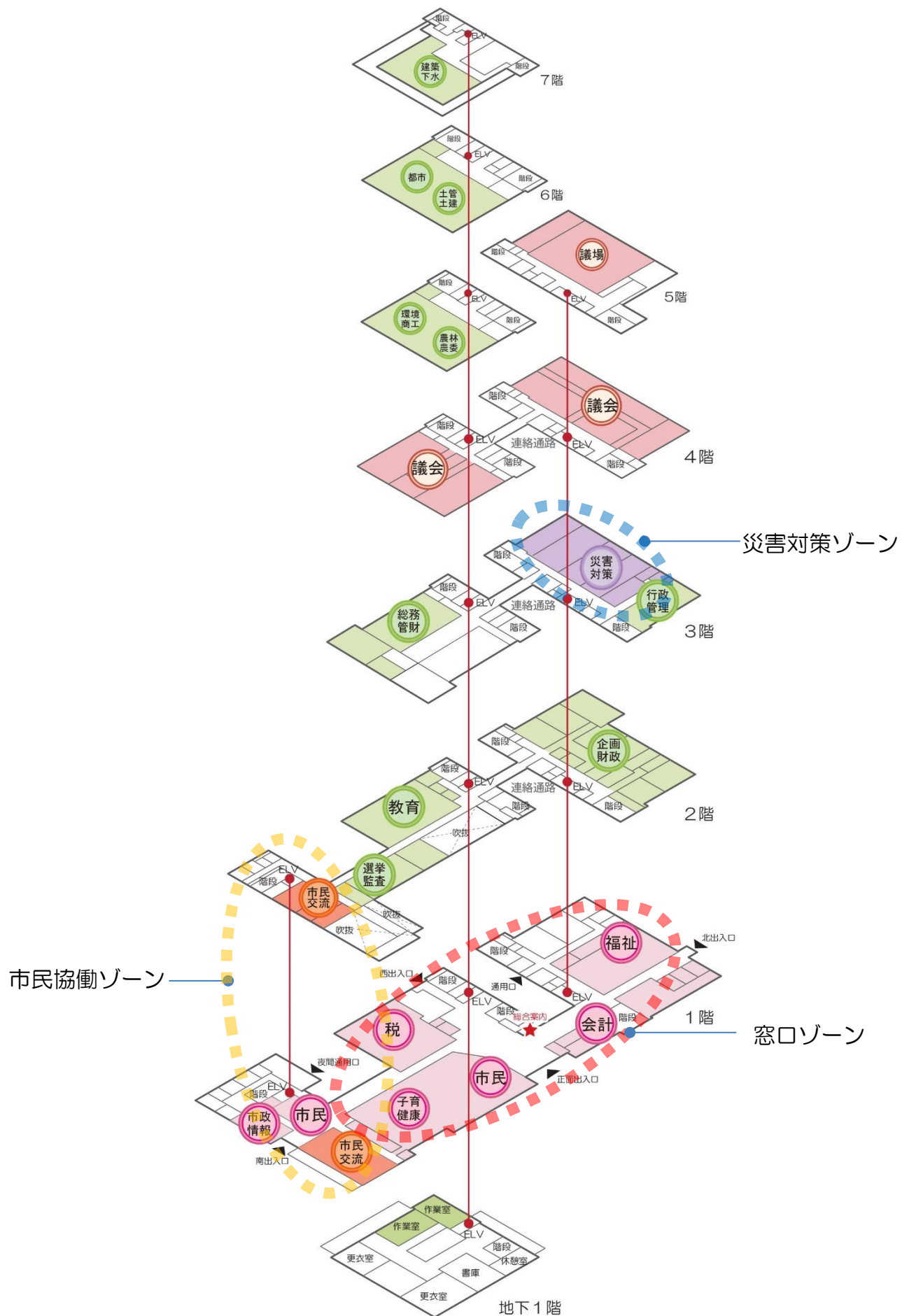
3-4 平面計画

(1) 庁舎のゾーニング計画

市民利用の多い窓口ゾーンは既存庁舎と建替1期庁舎の1階、市民活動の場となる市民協働ゾーンは建替2期庁舎、防災対策の拠点となる災害対策ゾーンは建替1期庁舎の3階に計画します。



ゾーニング図

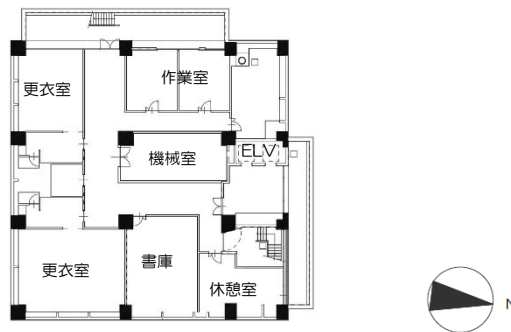


(2)各階平面の概要（平面図の詳細は、参考図面を参照してください。）

◇地下1階

○作業室及び書庫、休憩室及び男女更衣室として活用 〈既存庁舎〉

- ・既存の受電設備、非常用発電機等は付属棟の2階へ移設し、簡易な作業が行える作業室及び書庫を設けます。
- ・休憩室の他、主に1階職員用の男女更衣室を設けます。



地下1階平面図

◇1階

○市民利用の多い窓口を集約 〈既存庁舎、建替1期庁舎〉

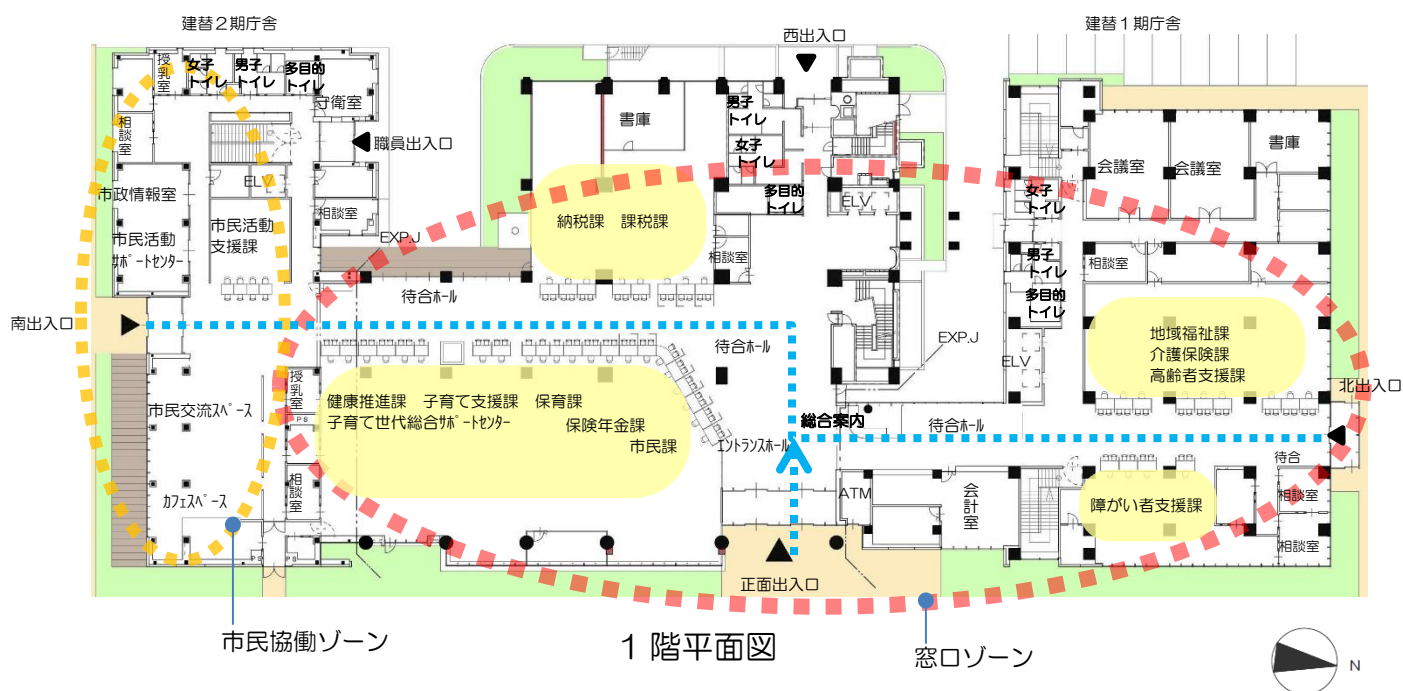
- ・市民利用の多い窓口を1階に集約することで、ワンフロア集約型の総合窓口を実現し、市民の利便性を高める計画とします。
- ・市民、子育て、健康、税及び福祉を担当する課を集約した明確なゾーン構成により、各出入口から目的の窓口まで容易に誘導できる配置とします。

○南北を主軸とした分かりやすい動線 〈既存庁舎、建替1期庁舎〉

- ・3棟が連続し平面的に広がりがあることから、南北を主軸とした分かりやすい動線とします。
- ・各出入口は、南北の主軸となる動線へ容易に誘導できる位置とします。
- ・主軸の動線は見通しのよい中廊下形式とし、待合や窓口を適切に配置することにより、各窓口の位置がわかりやすい計画とします。

○市民活動の場となる市民協働ゾーン 〈建替2期庁舎〉

- ・市民に開かれた庁舎として、建替2期庁舎を市民協働ゾーンとして計画します。
- ・市民協働ゾーンの1階に、市民団体等が各種イベント、展示、情報発信等に活用できる市民交流スペースを計画します。
- ・市民交流スペースには、軽食等の飲食可能なカフェスペースや、市の情報発信を行う市政情報室、市民活動支援課や市民活動サポートセンターを近接させます。



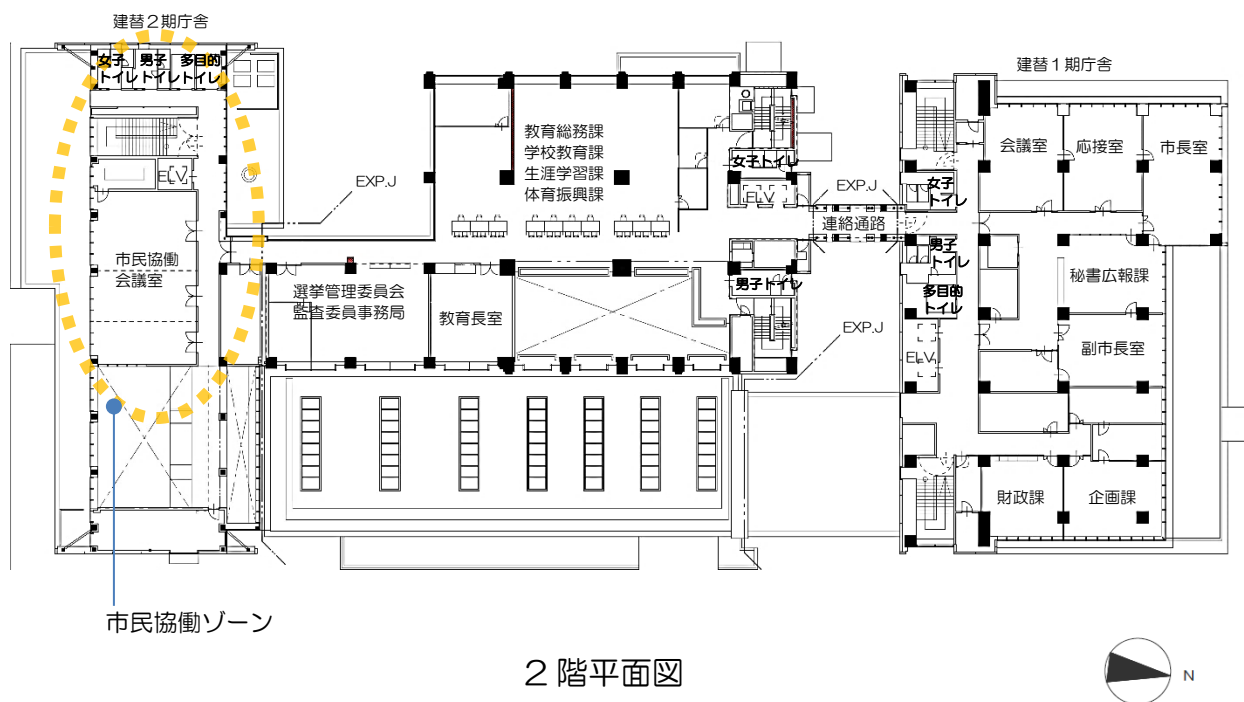
◇2階

○市民活動に使える市民協働会議室 〈建替2期庁舎〉

- ・建替2期庁舎には、市民活動に使える市民協働会議室を計画します。
- ・会議室は、可動間仕切りにより、フレキシブルな利用ができる計画とします。
- ・建替2期庁舎に市民利用機能を集約することにより、セキュリティゾーンを明確にし、休日や夜間利用等に対応できる計画とします。

○既存庁舎と建替庁舎をつなぐ連絡通路 〈既存庁舎、建替1期庁舎〉

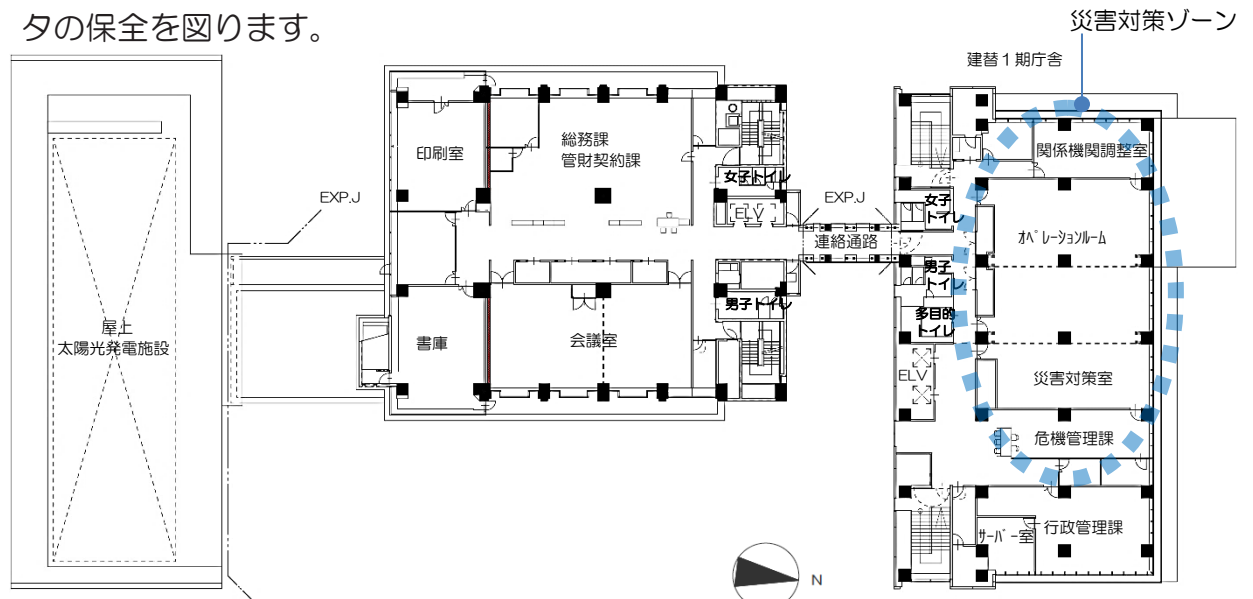
- ・既存庁舎と建替1期庁舎は、連絡通路により2～4階での移動を可能とし、各執務部門の連携を容易にする計画とします。



◇3階

○災害対策の拠点整備 〈建替1期庁舎〉

- ・耐震性能が高い建替1期庁舎には、災害対策室やオペレーションルームなどの諸室を配置し、非常時には災害対策本部となる施設を整備します。
- ・諸室は、平常時において会議室として利用し有効活用を図ります。
- ・情報処理機能の中核であるサーバー室は、建替1期庁舎に配置し、主要データの保全を図ります。

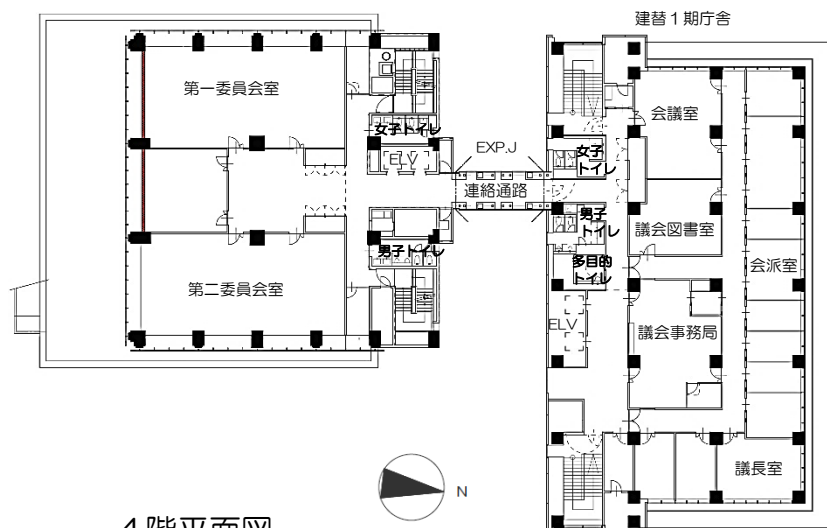


3階平面図

◇4階

○議会関係の施設 〈既存庁舎、建替1期庁舎〉

- ・議会関係として建替1期庁舎に、議会事務局、会派室、議会図書室等を設けます。
- ・既存庁舎に、議会委員会室等を配置します。市民参画の各種審議会等、議会以外での利用も検討します。



4階平面図

◇5階

○多目的利用を考慮した議場 〈建替1期庁舎〉

- ・大空間となる議場は、建替1期庁舎の5階に配置します。
- ・移動可能な家具により、議会以外の利用もできる計画とします。
- ・傍聴席は、車椅子や親子での傍聴に配慮した計画とします。
- ・議場関連施設について、情報化と情報発信機能の向上を図ります。
- ・議場ロビーは、東京湾を一望できる開放感のある空間とします。

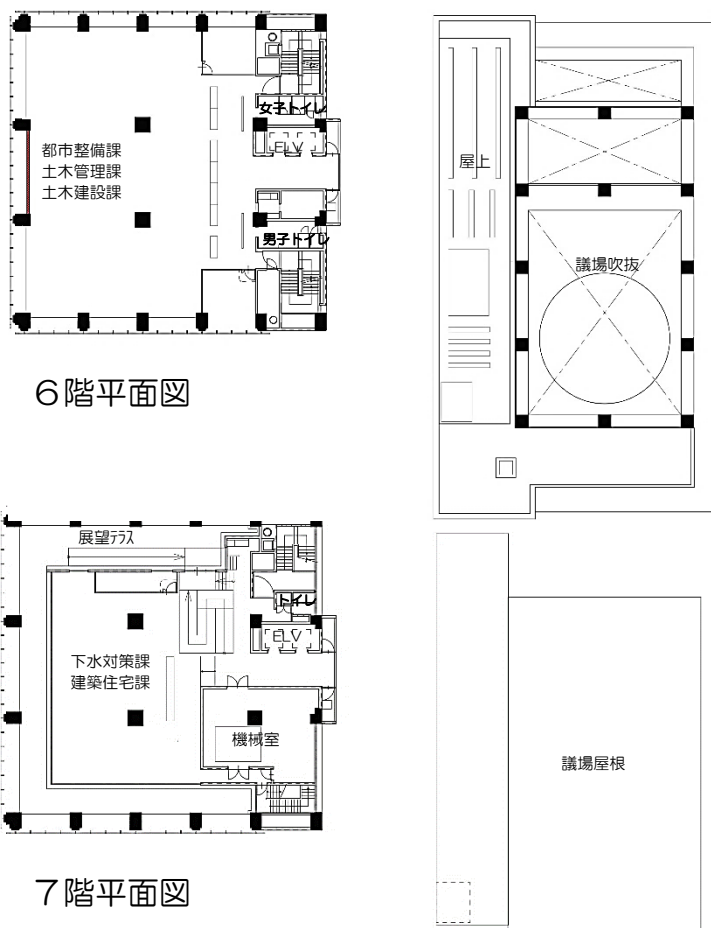


5階平面図

◇6階、7階

○眺望を楽しめる7階展望テラス 〈既存庁舎〉

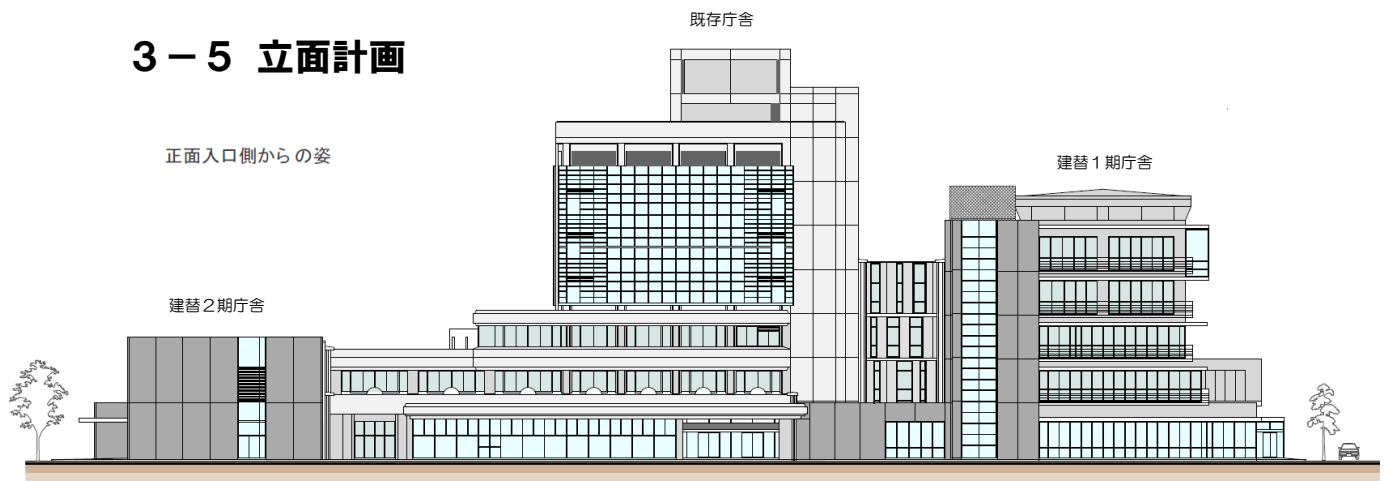
- ・既存のテラスを有効活用し、市民が眺望を楽しめるスペースとして計画します。



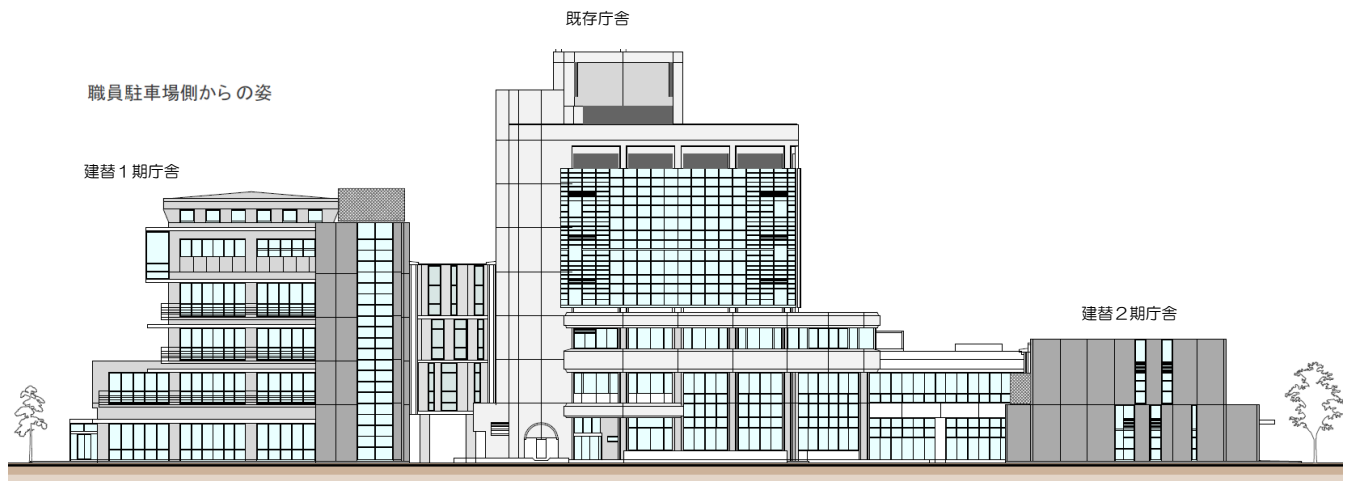
6階平面図

7階平面図

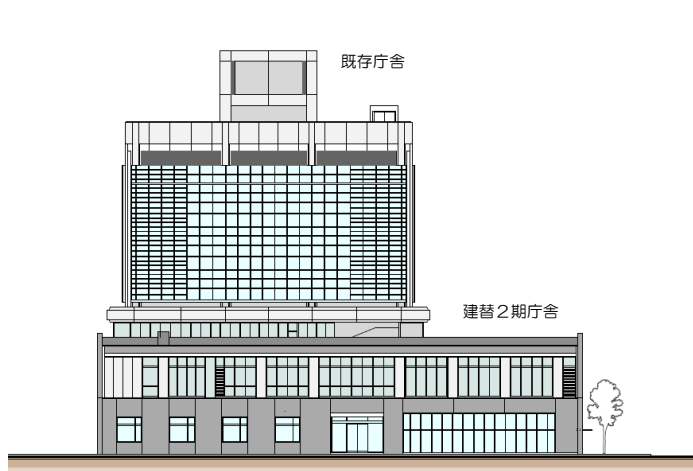
3-5 立面計画



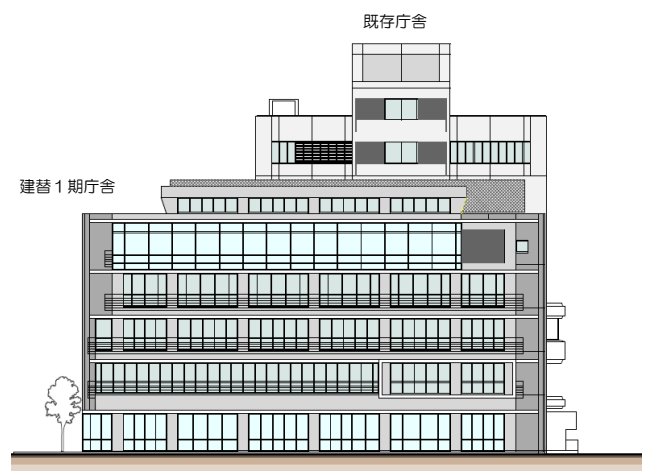
東側立面（袖ヶ浦駅側）



西側立面（木更津側）



南側立面（県道側）



北側立面（鉄道側）

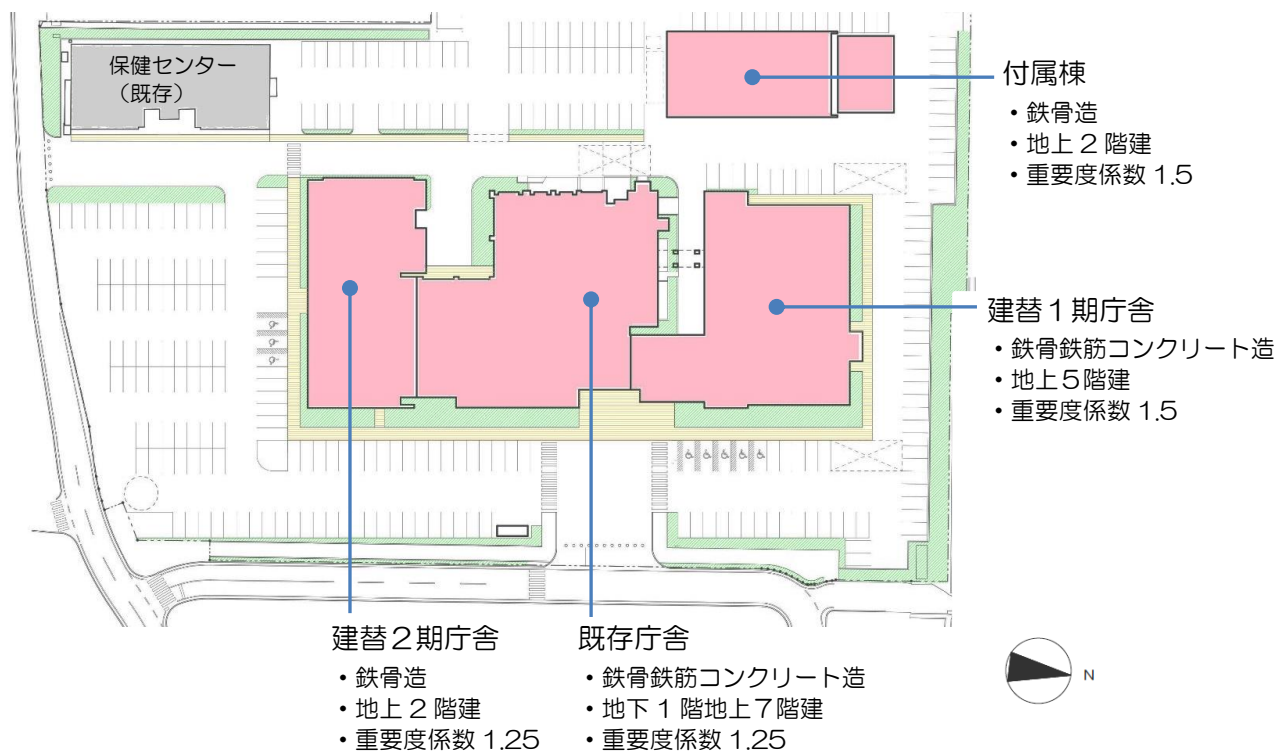
3-6 構造計画

○建替庁舎(1期、2期、付属棟)

- ・建替1期庁舎は、既存庁舎と一体的な利用を考慮するとともに、自由度の高い平面計画ができるように、主に柱と梁で骨組みを構成する構造とします。また、大地震への耐震性能として、一般の建築物と比較し1.5倍の耐震強度を確保し、地震の揺れを抑えるため、鉄骨と鉄筋コンクリートとの合成構造である鉄骨鉄筋コンクリート造とします。
- ・建替2期庁舎は、市民交流スペース等吹き抜け空間あることから、柱間隔を大きくできる鉄骨造とします。また、大地震への耐震性能として、一般の建築物と比較し1.25倍の耐震強度を確保します。
- ・付属棟は、各施設への給水及び受電設備等を設置することから、建替1期庁舎と同様に1.5倍の耐震強度を確保します。
- ・各建物の基礎は、地盤面から5～6m以深の砂質層を支持層とする基礎杭とします。

○既存庁舎の耐震補強

- ・既存庁舎は、新耐震基準が施行された昭和56年以前に設計された建物であり、耐震診断の結果、大地震に対する耐震性能が不足しているため、既存の柱梁を活用して鉄骨ブレース補強を行い、一般の建築物と比較し1.25倍の耐震強度を確保します。



各棟の構造概要

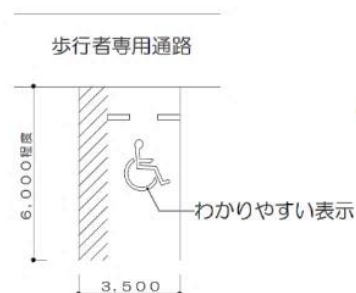
4. ユニバーサルデザイン計画

○ユニバーサルデザインの考え方

- ・年齢、障がいの有無に関わらず、また、外国人等を含め、誰もが使いやすい庁舎を計画します。
- ・高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、安全で安心な庁舎を目指します。

① 車椅子使用者(障がい者等)用駐車場

- ・正面入口と南側出入口に近い位置に、車椅子使用者等のための駐車場を整備します。
- ・駐車場は、十分なスペースを確保し、わかりやすい案内表示を計画します。上部には庇を設け、雨天でも容易に来庁できる計画とします。



② 歩行者用専用通路

- ・庁舎建物周囲には、歩行者専用の通路を設けます。
- ・外部通路として、敷地内の歩行者と車両交通の分離を行います。

③,④ 総合案内及び窓口空間

- ・正面入口の近くに総合案内カウンターを設けます。
- ・市民利用の多い窓口は、1階に集約して配置します。
- ・初めて来庁された方に、わかりやすいサインによる案内を行います。
- ・サイン計画として、庁舎案内図や窓口表示などは、色彩、大きさ、配置により、スムーズに誘導できる計画とします。
- ・サイン表記は、文字だけではなく番号、色、ピクトグラム、点字を併用します。
- ・点字ブロックは、出入口等から必要な個所に適切に配置します。



総合案内イメージ（葛飾区役所）



窓口空間イメージ（伊予市役所）

⑤ 多目的トイレ

- ・建替1期庁舎、建替2期庁舎の各階及び既存庁舎の1階に、多目的トイレを設けます。
- ・トイレには、車椅子使用者、オストメイト、乳幼児連れの方等に配慮した設備を設け、十分なスペースを確保します。



⑥ エレベーター

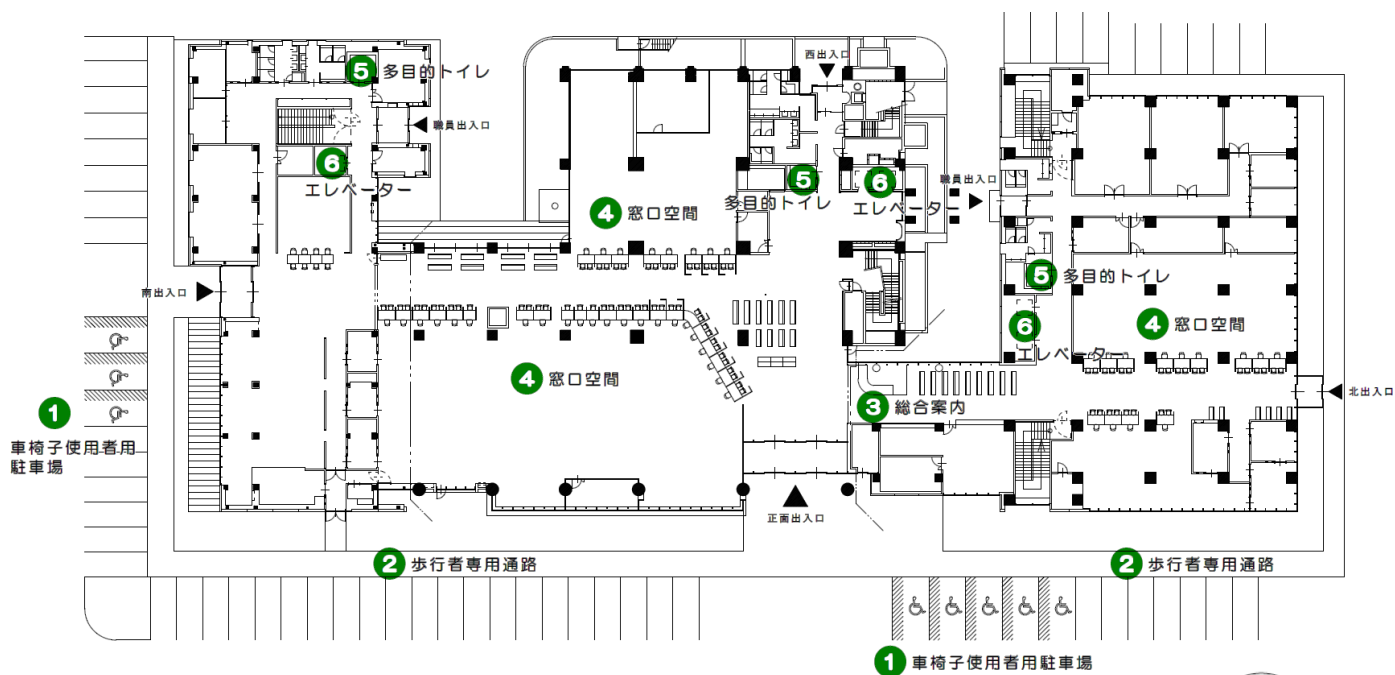
- ・エレベーターは、車椅子使用者、視覚や聴覚の障がい者にもわかりやすい案内を行います。

●床の仕上げ

- ・床は、段差のないフラットとし、滑りにくい材質の仕上げにします。段差が生じる箇所には、スロープと手すりを設けます。

●議会傍聴席

- ・車椅子使用者や子ども連れの方も傍聴できるように、車椅子使用者用及び親子用の席を設けます。また、聴覚障がい者支援設備を設置します。



1階平面図

5. 防災・防犯対策

5-1 災害対策計画

(1) 災害対策室の計画

- ・建替1期庁舎の3階は災害対策ゾーンとして、災害対策室、オペレーションルーム、関係機関調整室、危機管理課などの関係諸室を計画し、災害時に迅速で密な連携ができる配置とします。
- ・災害対策室やオペレーションルームは、平常時には会議室として有効利用します。

① 災害対策室

- ・災害対策本部として、大型モニター等を用いて災害状況等を確認しながら会議を行い、対策本部の拠点となります。



北本市庁舎 災害対策室
(北本市ホームページより)

② オペレーションルーム

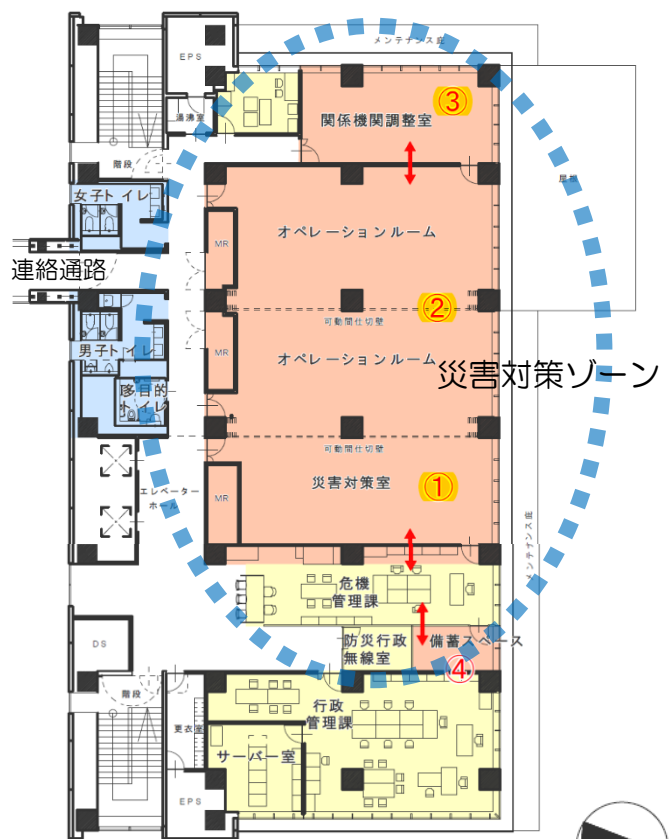
- ・被災状況等の各種情報を整理分析し、対応策を検討し本部への報告とともに、市民への情報発信、関係機関への指示等を行います。

③ 関係機関調整室

- ・県・国等の関係機関の職員が執務、連絡調整、協議等を行います。

(2) 設備計画

- ・想定外の水害等への対応として、主要な機械室や電気室などは、附属棟の2階に配置し、集中制御します。
- ・非常用電源設備、受水槽、汚水貯留槽等は、災害時7日間の対応ができる計画とします。

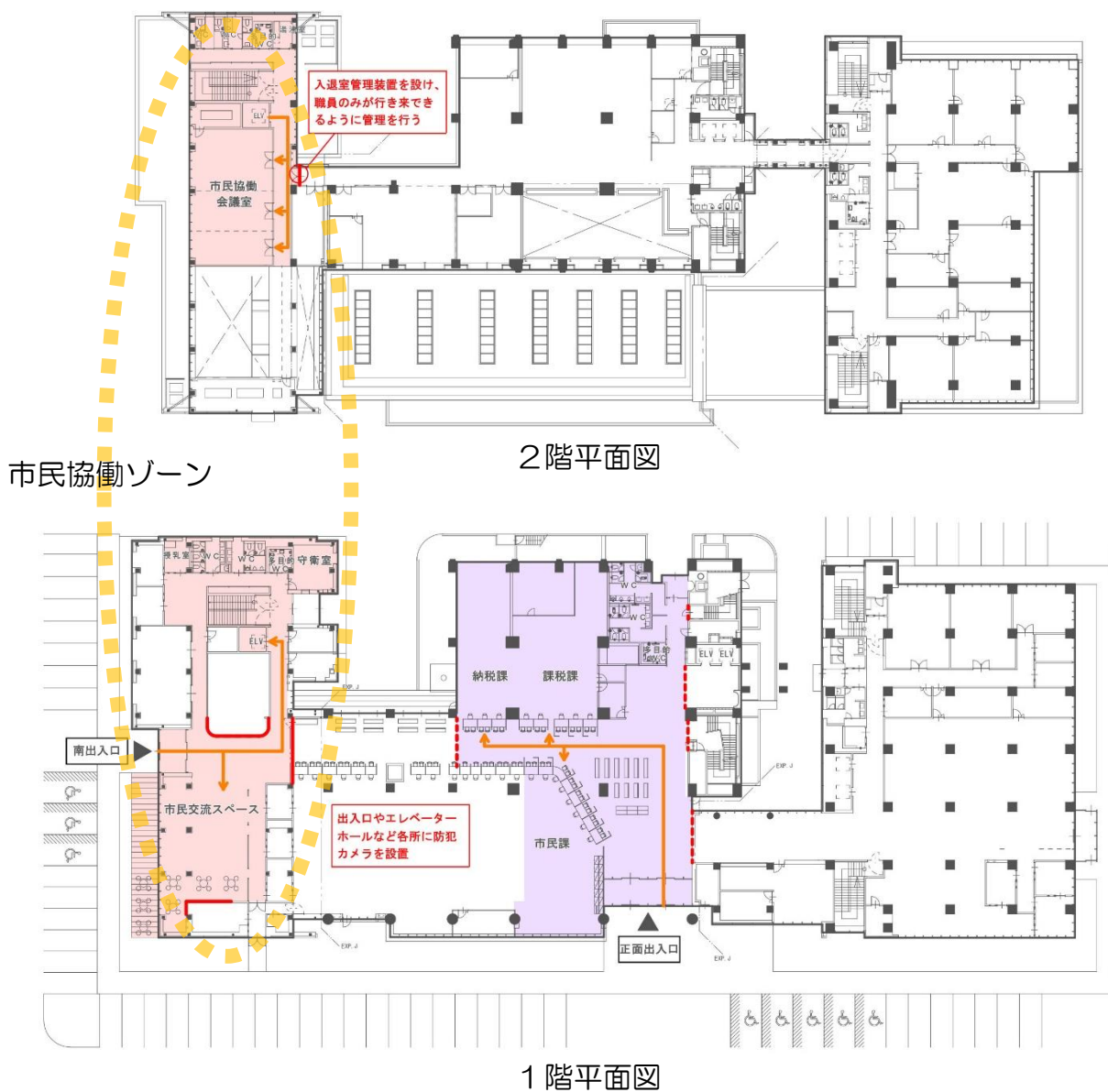


建替1期庁舎 3階平面図

5-2 セキュリティ計画

○夜間・休日利用について

- ・来庁者は、市民協働ゾーンの市民交流スペースや2階の市民協働会議室を、南出入口から利用する計画とし、既存庁舎とは管理用シャッター等によりセキュリティ対策を行います。
- ・日曜開庁においては、正面入口から1階部分の利用ができるようにします。



- | | | |
|-------------|-------------------|------------------|
| —— 来庁者動線を示す | ■ 日曜開庁ゾーンを示す | —— 管理用シャッター・扉を示す |
| —— 職員動線を示す | ■ 夜間・休日利用可能ゾーンを示す | --- 簡易進入防止 |

6. 設備計画

6-1 環境への配慮

自然エネルギーの利用や省エネルギー化への配慮により、環境へ配慮した庁舎整備を実施します。

① 自然エネルギーの活用

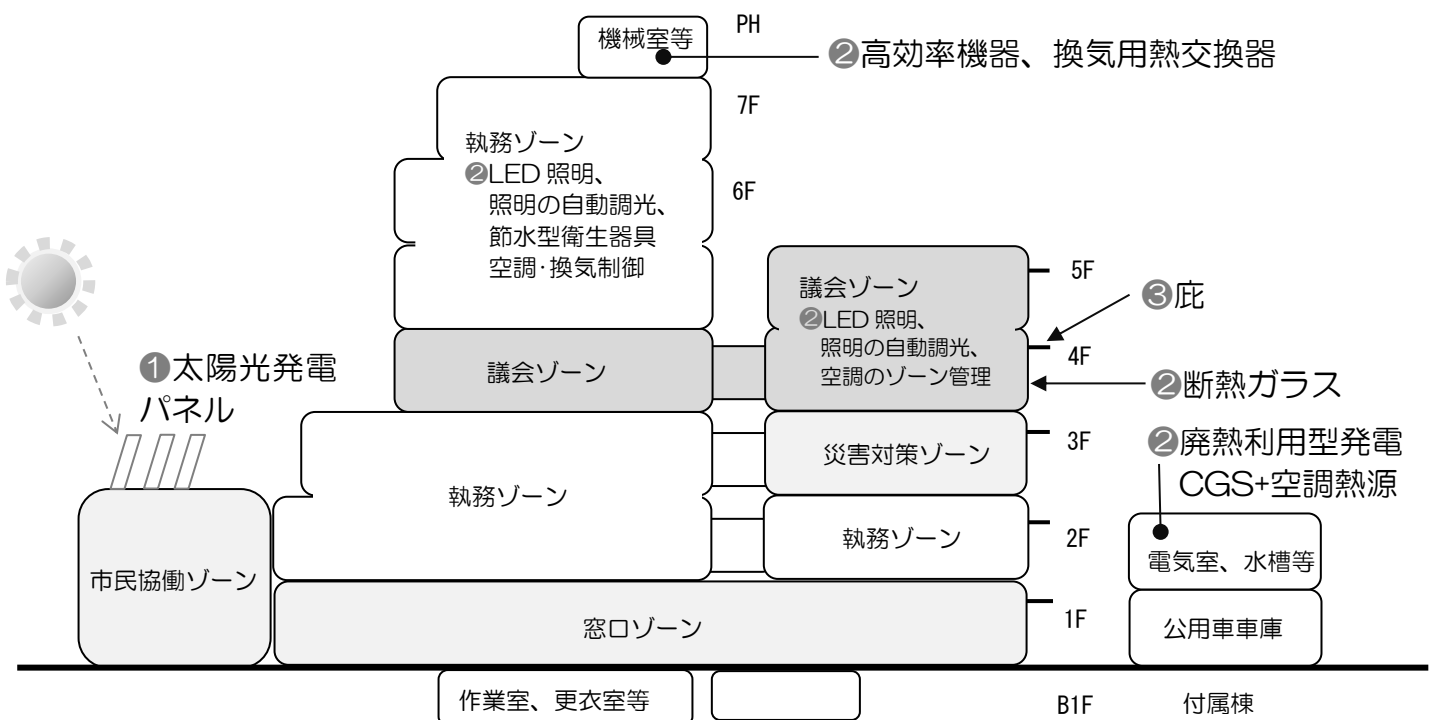
- ・自然採光を最大限確保することや、建替2期庁舎の屋上に太陽光発電パネルを設置することにより、照明電力の削減を図ります。また、階段室等を利用し、自然換気を促すことで空調負荷の軽減を図ります。

② 省エネルギー化

- ・長寿命で消費電力の少ないLED照明の採用、明るさセンサー及び人感センサーによる照明の自動調光等により使用エネルギーの削減を図ります。
- ・空調・衛生機器として高効率機器、換気用熱交換器、節水型器具の採用、集中管理によるゾーンごとの空調、換気制御により、使用エネルギーの削減を図ります。
- ・コージェネレーションシステム(CGS)による発電と廃熱回収による空調を、一部採用します。(CGS:都市ガスを用いて発電、同時に発生する熱源を空調に用いる設備)
- ・窓ガラスには断熱ガラスを採用し、空調負荷の低減を図ります。

③ 維持管理の合理化

- ・窓ガラスの清掃に配慮した庇の設置、汚れにくい外壁仕上げの選定などにより維持管理に配慮した計画とします。



環境配慮の概要図

6-2 電気設備計画

○省エネルギー化への配慮

- ・照明の集中監視、スケジュール制御、点滅の細分化により照明の制御を行います。また、消費電力の少ない照明器具の採用や照明の自動調光制御により、使用エネルギーの削減を図ります。
- ・太陽光発電の設置や自然採光の活用等、自然エネルギーの効率的な利用に配慮した計画とします。

○災害時等への安全、安心への配慮

- ・大地震に対する耐震性や庁舎利用者への安全性に配慮した計画とします。
- ・照明、表示機器、エレベーター等の仕様については、車椅子対応等の障がい者に配慮した機器とします。

○維持管理への配慮

- ・汎用機器を採用し、故障時や更新時に配慮した計画とします。
- ・中央監視による最適な運用と、保守管理しやすい計画とします。

○電気設備の概要

NO.	項目	内容
1	照明設備	LED 照明、明るさセンサー、人感センサー、スケジュール制御
2	コンセント	執務室：OA 電源容量 50～70VA/m ²
3	動力設備	各機械室：動力制御盤
4	幹線設備	配線方式：ケーブルラック 配管 配電電圧：電灯負荷 1φ3W200V/100V 動力負荷 3φ3W200V
5	受変電設備	引き込み：3φ3W 6.6kV 本線予備線 2 回線受電 受変電形式：付属棟電気室 室内キュービクル型 変圧容量 2,500kVA（想定）トップランナーモード型
6	自家発電設備	付属棟発電機室：エンジン型ガスタービン発電容量 500kVA CGS 35kW
7	太陽光発電設備	建替2期庁舎屋上：50kW 程度 建替2期庁舎へ電源供給
8	静止型電源設備	付属棟電気室：サーバー用無停電電源装置 30kVA 長寿命型 MSE 蓄電池(制御弁式据置鉛蓄電池)
9	雷保護設備	既存庁舎屋上：避雷針
10	通信設備	LAN 設備、電話設備、放送設備、テレビ共同受信設備、 インターホン設備、監視カメラ設備、入退室管理設備、 多目的トイレ呼出装置、映像音響設備
11	防災設備	非常照明設備、誘導灯設備、非常放送設備、火災報知設備

6-3 機械設備計画

○省エネルギー化への配慮

- ・熱源機器、空調機などをゾーンごとに分割し、駆動モーター等を安定的に作動させるインバーター制御により、使用エネルギーの削減を図ります。
- ・節水型衛生器具の採用により、節水に配慮します。
- ・都市ガスを用いて発電と同時に発生する廃熱を空調に用いるコージェネレーションシステム(CGS)を採用し、既存庁舎の窓口ゾーンの照明電源と空調熱源の一部を供給します。
- ・分割化した熱源機器により、ゾーンごとに効率的に運用します。また、熱回収等により効率的なエネルギーの使用に配慮します。

○災害時等への安全、安心への配慮

- ・想定外の水害等への対応として、主要な機械設備や電気設備などは、附属棟の2階や屋上に配置します。
- ・空調設備、給排水設備の機器について、災害時には速やかに非常対応できる計画とし、防災拠点の形成を目指します。
- ・給水は、飲料用水と雑用水の2系統に分け、雑用水は井戸を利用し水量の確保を行います。

○維持管理への配慮

- ・維持管理の効率化のため、使用エネルギーの管理や予防保全システムを導入します。
- ・日常保守業務の効率化、省力化のために機器の標準化を図ります。
- ・機器の運転、維持管理及び更新など、保全業務の容易な設備とします。

○空気調和設備の概要

NO.	項目	内容
1	空気調和設備	建替1期庁舎：空冷ヒートポンプモジュラーチラー(EHP) 全熱交換器、空冷ヒートポンプパッケージ空調機(EHP) 建替2期庁舎：全熱交換器、空冷ヒートポンプパッケージ空調機(EHP) 既存庁舎1、2階：CGS 35kW、廃熱投入型吸収式冷温水器、 全熱交換器付き空調機 既存庁舎3～7階：空冷ヒートポンプモジュラーチラー(GHP) 全熱交換器、空冷ヒートポンプパッケージ空調機(GHP)
2	換気設備	第1種換気方式、第3種換気方式
3	排煙設備	自然排煙
4	自動制御設備	中央監視装置（発停装置、警報監視、計量・計測表示）

EHP：電気モーター駆動のヒートポンプ
GHP：ガスエンジン駆動のヒートポンプ

○給排水衛生設備の概要

NO.	項目	内容
1	給水設備	上水：受水槽からの加圧給水方式 （付属棟設置、市水使用） 雑用水：受水槽から加圧給水による高置水槽方式 （各棟設置、市水使用、非常時井戸水使用） 災害時給水機能：7日分確保、非常電源対応
2	給湯設備	給湯室：貯湯式電気温水器
3	排水設備	屋内：汚水・雑排水分流方式 災害時：緊急用排水槽設置 7日分貯留（既存庁舎、建替1期庁舎）、マンホールトイレ設置（建替2期庁舎）
4	都市ガス設備	低圧ガス引込み 付属棟：CGS 熱源用 既存庁舎：GHP 熱源用
5	衛生器具設備	節水型大便器、低リップ型小便器、オストメイト対応器具等
6	消火設備	屋内消火栓設備、連結送水管設備、スプリンクラー設備（建替1期庁舎5階）

7. 工事計画

7-1 スケジュール

項目	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年	2021年	2022年	2023年
整備手法検討						
実施設計						
建設工事			建替1期庁舎	既存庁舎改修	建替2期庁舎	
解体工事					既存旧庁舎、議場	
仮事務室				既存旧庁舎、議場の利用 保健センター等の利用		
・既存庁舎の改修等に伴い、既存旧庁舎、議場、保健センター等も事務室として利用します。						

7-2 概算事業費

項目	内容	事業費 (税込)
本体工事費	建替1期庁舎、連絡通路（新築 4,889+69 m ² ） 建替2期庁舎、太陽光発電（新築 1,320 m ² ） 既存庁舎（耐震補強、大規模改修 6,859 m ² ）	約 46 億円
外構工事費	付属棟・車庫（新築 1,092 m ² ） 駐車場、植栽	約 11 億円
解体工事費	既存旧庁舎、議場、公用車駐車場棟の解体	約 3 億円
合計		約 60 億円

- ・建物に付随する電気・機械設備機器等に関する費用は、事業費に含まれています。
- ・備品購入や移転等に関連する費用は、事業費には含まれていません。
- ・事業費は、実施設計において整備内容を精査し抑制を図ります。

○参考図面（イメージパース、配置図、平面図）

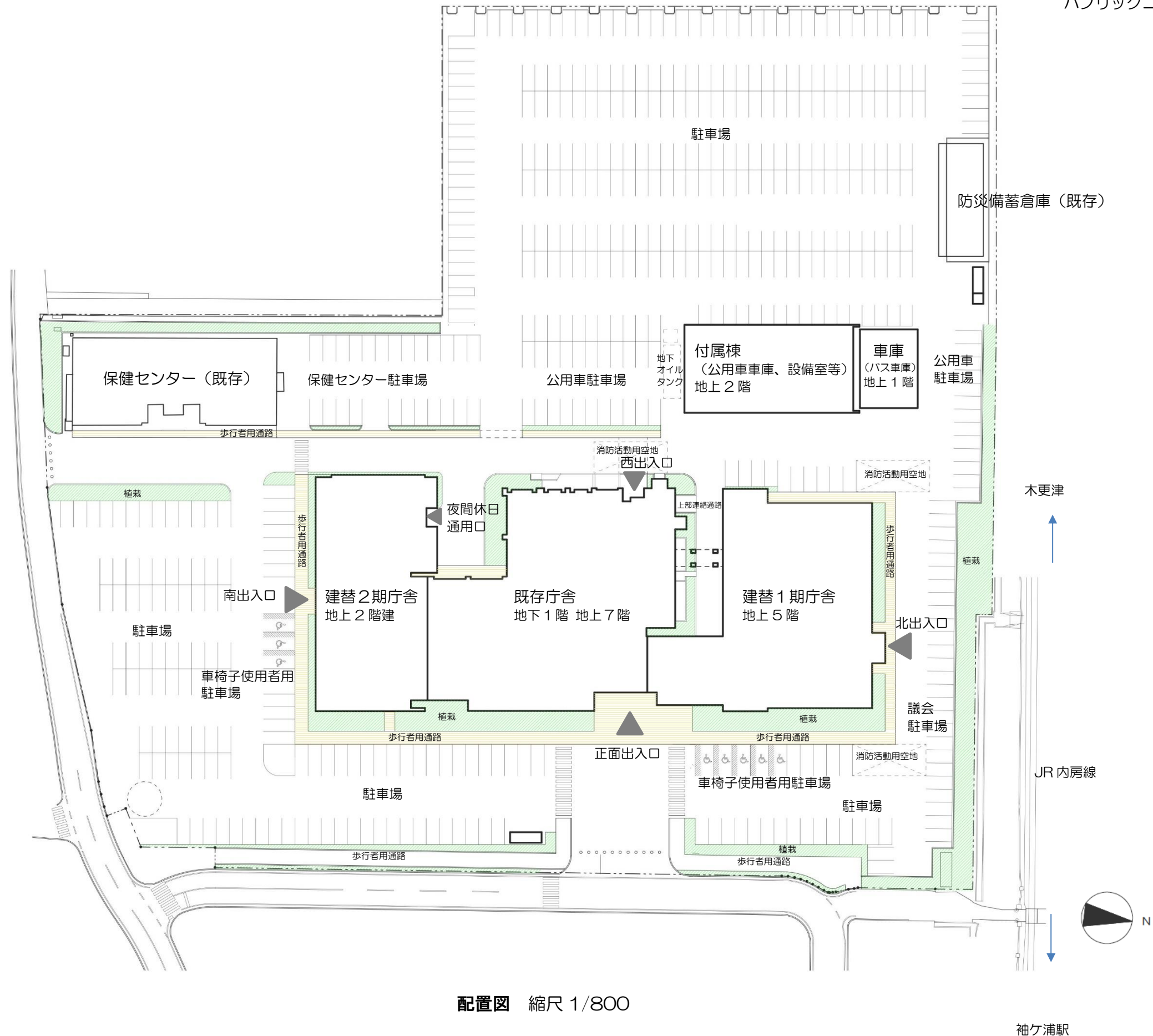
・イメージパース

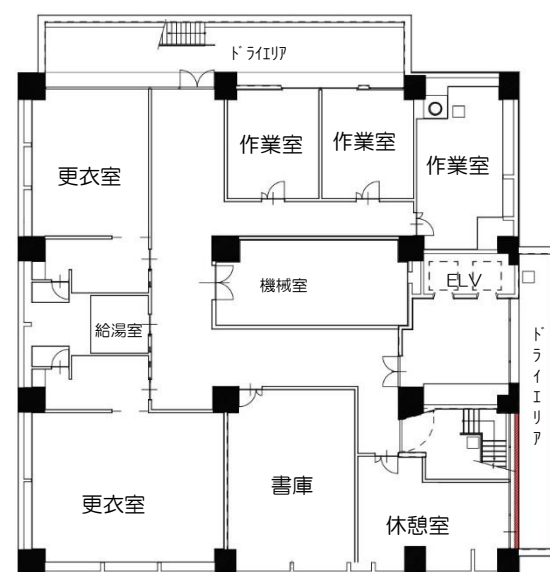
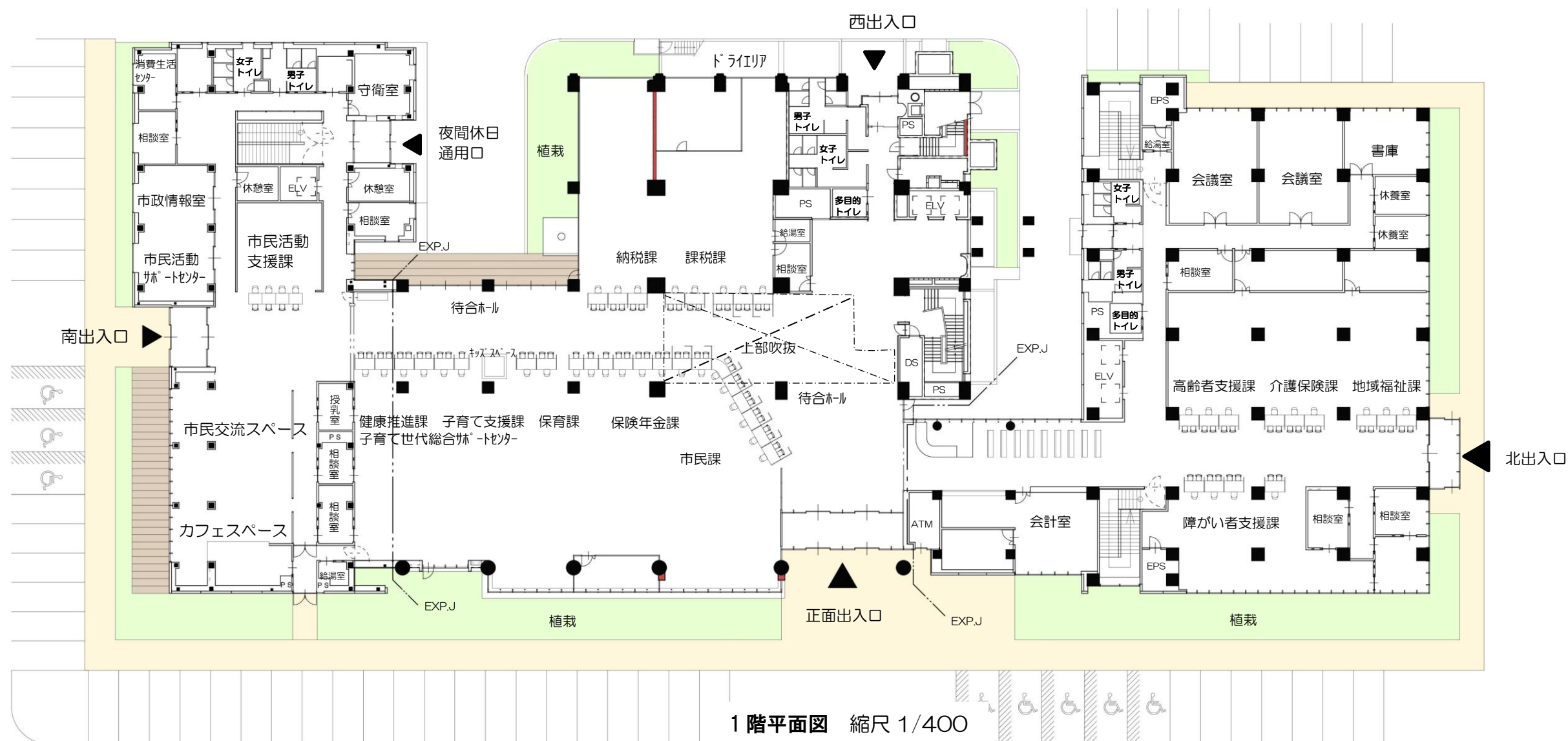


南東方向から庁舎整備後の外観

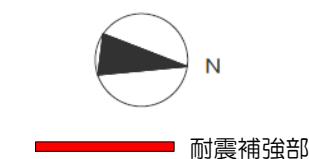
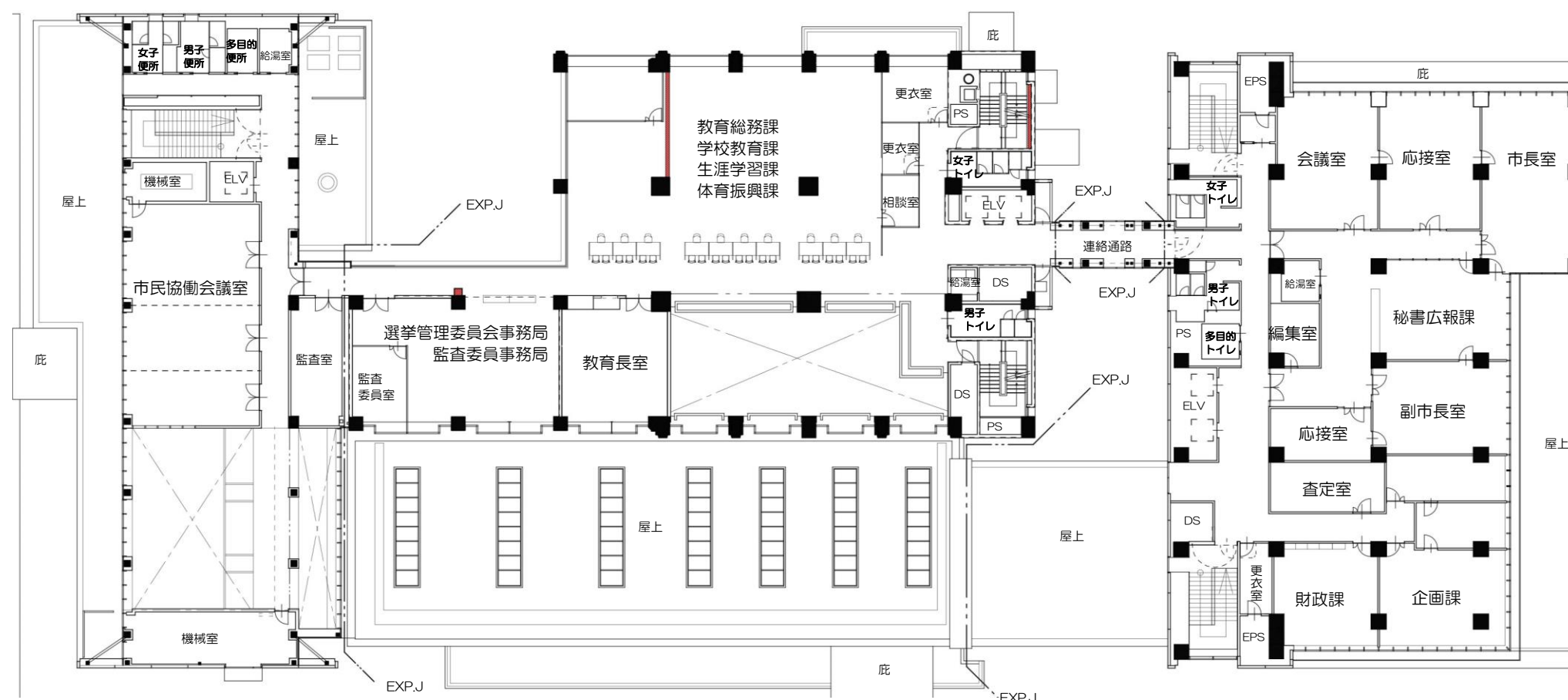


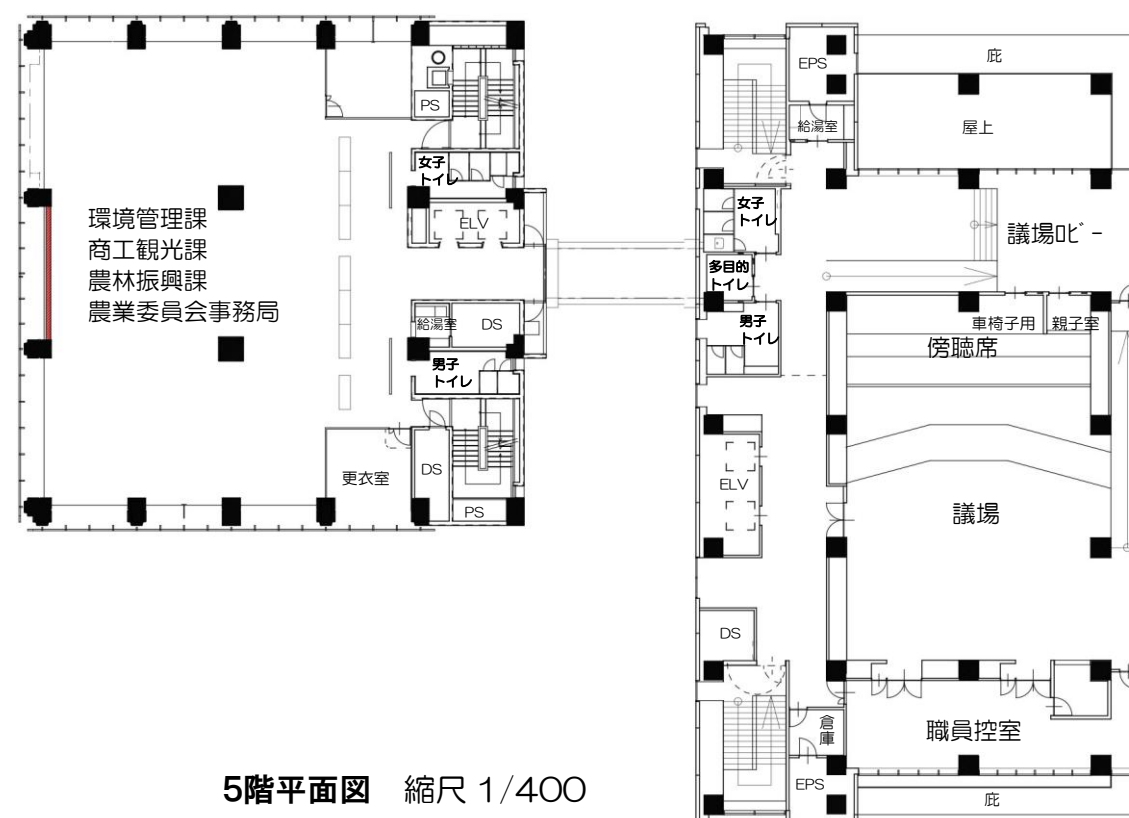
中央の待合ホール周辺の状況



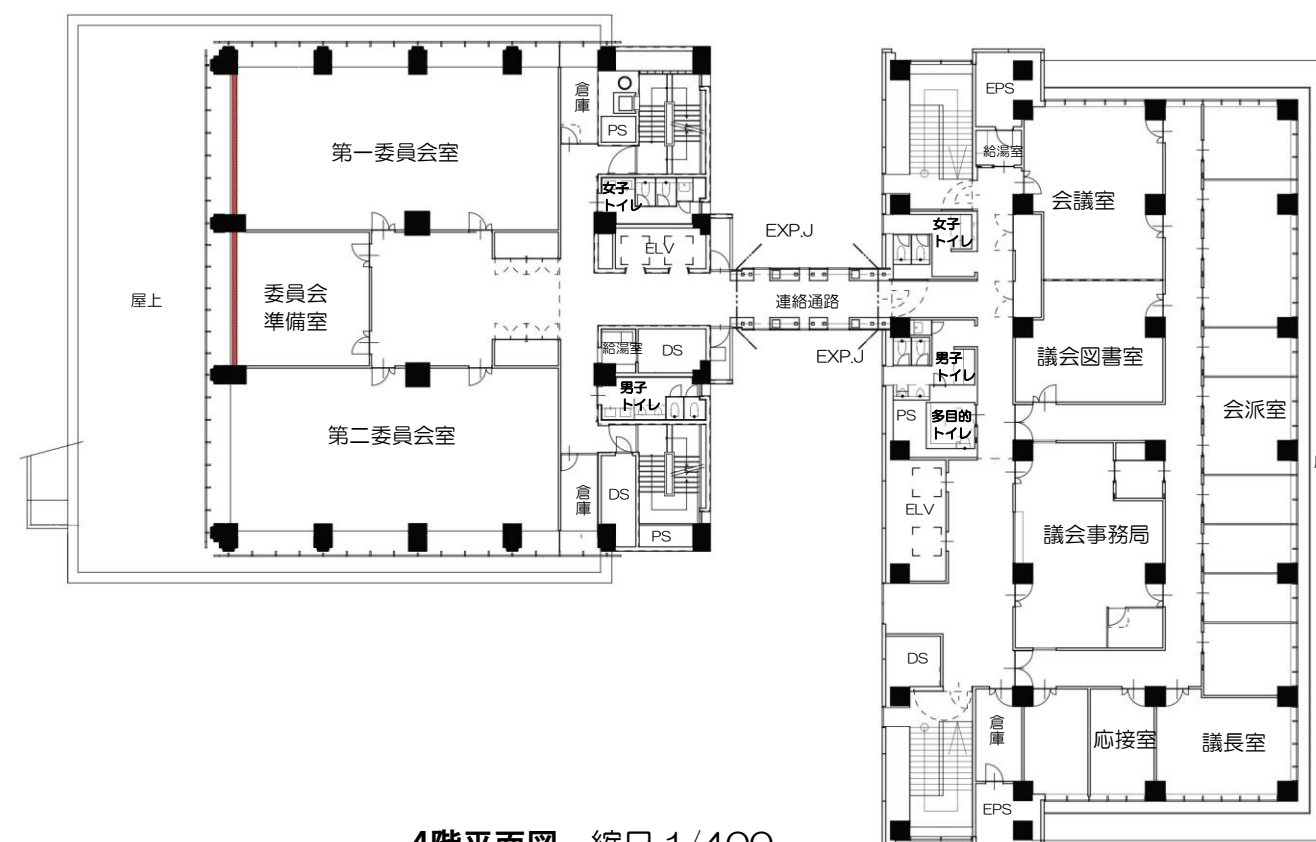


耐震補強部





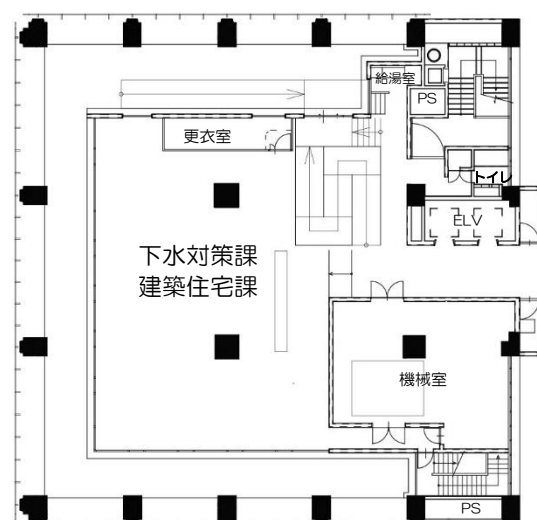
5階平面図 縮尺 1/400



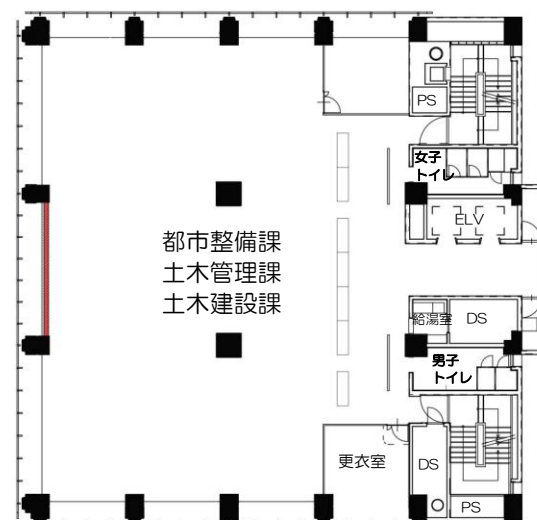
4階平面図 縮尺 1/400



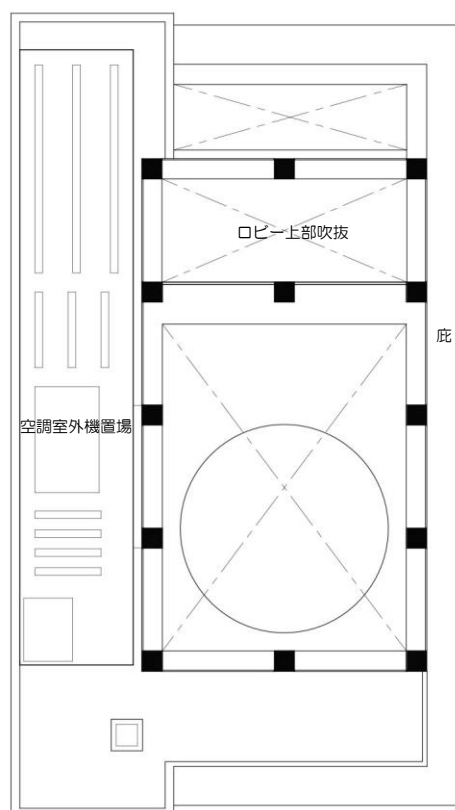
耐震補強部



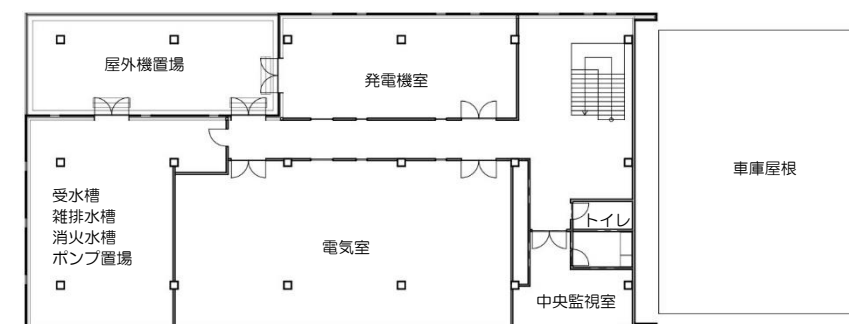
7階平面図 縮尺 1/400



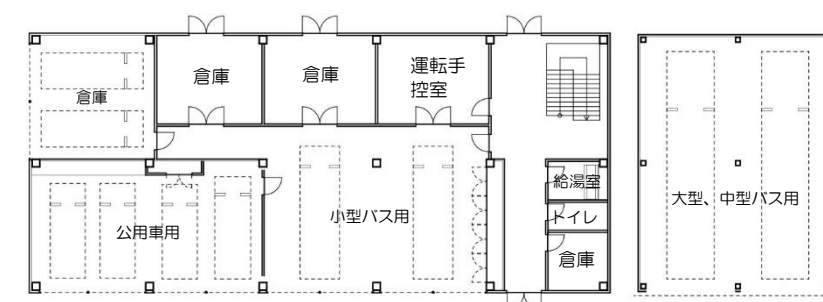
6階平面図 縮尺 1/400



耐震補強部



付属棟2階平面図 縮尺 1/400



付属棟1階平面図 縮尺 1/400

